

## 児童手当差し押さえは違法 佐々木憲昭議員の追及で大臣が認める

鳥取県で、病弱な妻と認知症の父親、子ども5人の8人家族のAさんが、銀行口座に振り込まれた児童手当(13万円)を、県税の滞納を理由に、県税事務所によって、差し押さえられ、入金後9分以内に預金残高73円を含む合計13万73円が引き出される事件が起きていました。佐々木憲昭衆議院議員が、4月17日の衆議院財務金融委員会でこれを取りあげ、与謝野馨財務大臣に違法と認めさせました。



佐々木憲昭議員(衆院比例東海ブロック選出)

佐々木議員は、児童手当法第15条で、「児童手当の支給を受ける権利は、差し押さえることができない」と定めていること、Aさんは児童手当を給食費の滞納などにあてようとしており、同法の「児童の健全な育成及び資質の向上」のためという目的どおりに使おうとしていたにもかかわらず、いきなり差し押さえられたのは、「明らかに法の趣旨に違反する行為」と述べて是正を求めました。

政府は従来、児童手当法は「支給を受ける権利」

の差し押さえを禁止しているが、支給された後の口座預金の差し押さえまでを禁止していないとしていました。

佐々木議員の追及で与謝野大臣は、児童関係の法律で差し押さえを禁止したことは、「お金が具体的に子どもたちの養育に使われるように、その目的が達成されることを主眼に置いた規定」との認識を示し、「具体的に支給されたものが実際使用できなくなるような状況にすることもまた禁止されていると解釈することが正しい」と認めました。

### 岩国市で返却させる

山口県岩国市では国保料の滞納で児童手当を差し押さえられたBさんが、日本共産党の市議と一緒に市役所と交渉し、返却させることができました。

当初、市の担当者は、「銀行に振り込まれたお金は他のお金と区別できない」ので、差し押さえは問題ないという姿勢でした。しかし、藤本議員が、佐々木質問が掲載された「しんぶん赤旗」の記事も見せて粘り強く交渉する中で、「検討させてほしい」と回答があり、後日、全額が返金されました。

## 父子家庭への児童扶養手当にも大臣が前向き答弁

佐々木憲昭議員は3月25日の財務金融委員会で、「児童扶養手当を父子家庭にも支給するよう法改正も含めた検討をすべきだ」と求めました。

児童扶養手当は、年収365万円未満の母子家庭に、所得に応じて最大月約4万2000円が支給されていますが、父子家庭には支給されていません。

佐々木議員は昨年6月にも「質問主意書」で、この問題の改善を求めましたが、政府は「母子家庭の方が、就業状況等がより厳しい」から、不合理な取り扱いではないと答えていました。

佐々木議員は今回の質問で、厚労省の「全国母子世帯等調査結果報告」(06年度)でも、年収300万円未満の父子家庭の世帯が37.2%にも達していることを紹介し、「経済危機のもとで、母子家庭とともに父子家庭の暮らしも深刻になっ

ている」と、厚労省の主張に根拠がないことを指摘しました。また、小淵優子少子化担当大臣が3月13日の衆院内閣委員会で、「児童扶養手当の父子家庭への一律適用除外について、見直す必要があるのではないかと述べていることも紹介して、与謝野馨財務大臣の見解をたしました。

与謝野大臣は、父子家庭の取り扱いについて、「真正面から議論し、取り扱うべき問題になってきた」と述べ、「小淵大臣を激励したい」と答弁しました。

父子家庭へ児童扶養手当に相当する手当を支給している自治体は、昨年7月までに栃木県鹿沼市など9自治体あり、その後、愛知県春日井市などでも支給するようになっていきます。